

# 知識データベース等特許審決取消請求事件 - 発明の該当性 –

知的財産事例研究会 弁護士 山下 英久

一知財高裁平成26年9月24日判決 (平成26年(行ケ)第10014号)―

## 第1 裁判例の事案

## 1 事案の概要

発明の名称を「知識ベースシステム、論理演算方法、プログラム及び記録媒体」とするもので、従来技術は、文字を組み合わせて意味を持つ単語を生成し、その単語だけを使って言語に依存して知識を構築していたところ、本願明細書記載の技術は、物や属性の意味内容を言語に依存せずに表現することのできる知識ベースシステムを提供することを目的とするとして出願されたが、拒絶査定を経て審判請求不成立と判断され、出願人が審決取消訴訟を提起したのが本件である。

## 2 出願経過等の時系列

(1) 発明の名称

「知識ベースシステム、論理演算方法、プログラム及び記録媒体」

(2) 出願

原出願 平成22年5月18日

本件特許出願 平成23年12月1日

本件特許出願は、原出願の分割出願のうちの一つである。

(3) 経過

平成24年6月18日付 拒絶査定

平成24年8月28日 拒絶査定不服審判請求(不服2012-16757号)及び手続補正

平成25年12月3日 本件補正を却下及び本件審判不成立の審決(本件審決)

平成25年12月17日 本件審決の謄本が原告へ送達 平成26年1月13日 本件審決取消請求訴訟の提起

平成26年9月24日 本判決

#### (4) 本判決後の経過

その後、本判決に対し、上告及び上告受理申立てがなされたが、平成27年5月25日、上告 棄却及び上告受理申立却下により判決は確定した。

## 3 本件補正発明の特徴1

(1) 本件補正発明及び本願明細書記載の技術の特徴 本発明は、知識ベースシステムに関するものである。 その特徴は、次のようなものであった

## ア 発明が解決しようとする課題

情報処理の仕組みについて、従来技術は、文字を組み合わせて意味を持つ単語を生成し、その単語だけを使って言語に依存して知識を構築していたところ、本願明細書記載の技術は、物や属性の意味内容を言語に依存せずに表現することのできる知識ベースシステムを提供することを目的とするものである。

イ 上記課題を解決するための手段(である本願明細書記載の技術の一形態)

「知識ベース」を記憶している記憶部と、前記記憶部に記憶された「知識ベース」に対して論理演算を行う演算部とを備え、前記「知識ベース」は、物を識別する「物識別子」と、前記物がもつ少なくとも一つの属性であって、当該物の物識別子と対応づけられた属性とを含む。前記属性には、当該属性を識別する「属性識別子」が1対1に対応づけられ、前記「属性識別子」には、属性を表す少なくとも一つのデータである「特徴データ」、及び属性を表す言葉に対応付けられたデータである「識別データ」のうちの少なくとも一方が対応づけられる。前記「物識別子」は、物を表す言葉ではなく、かつ、それ自体で物の意味を持たない記号で構成される。

上記構成によれば、物及び物が持つ属性を、物や属性の意味を表わさない識別子で表わ し、保持し、さらに演算の対象とすることができる。

また、前記「特徴データ」は、対応する属性の実体であり、対応する属性の概念を表し、かつ、言葉に対応づけられたデータを除くデータであり、例えば、当該特徴データに対応づけられた「属性識別子」が識別する属性の形、音、香、味、色、圧力、温度、長さ、座標値、及び面積の少なくとも一つを表すデータであってもよい。このように、各属性の概念(意味内容)は、「属性識別子」に関連付けられた特徴データによって定義される。

## ウ 発明の効果

本願明細書記載の技術を用いることにより、物および物が持つ属性を、物や属性の意味 を表わさない識別子(記号)で表わし、保持できるとの効果を奏するものである。

## 4 審決の内容

審判では、次のとおり、本件補正発明の発明該当性を否定した。

ア 本件補正発明の「知識ベース」は、特定の構造を有するデータの単なる集まりでしかなく、 単なるデータは、コンピュータに対する命令を規定し、コンピュータを動作させるものでは

<sup>1</sup> 本件では、専ら本件補正発明について攻撃防御がなされており、本願発明のほうはすべて本件補正 発明の判断を引用するだけとなっていて、本願発明固有の問題点はみられない。そこで、本稿でも、 本件補正発明の問題を中心に検討を加えている。